



北区男女共同参画推進ネットワーク会則

(名 称)

第1条 この会は、北区男女共同参画推進ネットワーク（以下「会」という）と称する。

(事務局)

第2条 会の事務局は、「スペースゆう」（北区男女共同参画活動拠点施設）に置く。

(目 的)

第3条 会は、さまざまな活動を行い、あるいは行おうとしている団体や個人のネットワークを進め、各々の課題解決を通じて、男女共同参画社会の実現をめざした地域の担い手として活動することを目的とする。

(活 動)

第4条 1. 会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 情報の交換や交流機会の提供、研修会の開催などの活動
(2) 東京都北区男女共同参画条例第10条に基づく行動計画（アゼリアプラン）を区とともに推進する活動
(3) その他、目的達成に必要な活動
2. 会は、前項の活動に際し、中立公正を旨とする。

(会 員)

第5条 1. 会員は、次の2種とする。
(1) 正会員 第3条の目的に賛同して入会した北区在住、在勤、在学する個人及び団体
(2) 賛助会員 第3条の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
2. 会員は運営委員の承認と会費の納入をもって会員の資格を得る。
3. 正会員である団体会員が会の運営に参画する時は、所属団体から委任を受けた個人とする。

(役 員)

第6条 会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 代 表 | 1 名 |
| (2) 副 代 表 | 2 名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |

(任 期)

第7条 1. 役員及び運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員の再任は1回を限度とする。
2. 中途から役員、運営委員になった時の任期は、前任者の残任期間とする。

(選 出)

第8条 1. 役員及び運営委員の選出は次の方法に従って行う。
(1) 任期満了年度末に、自薦他薦を問わず立候補制により新運営委員（20名以内）を選出する。
(2) 年度末運営委員会において、新運営委員候補者の中から新役員候補者を選出する。
(3) 役員及び運営委員は総会の承認を得る。
(4) 運営委員の数が20名未満になった時には、自薦他薦を問わず、立候補により総会の承認を得て運営委員を選出することができる。
2. 会計監査は、総会において会員の中から選出する。

(役員と会計監査の任務)

第9条 1. 役員の任務は次のとおりとする。
(1) 代表は、会を代表し会務を総括する。
(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその任務を代行する。
(3) 会計は、会の経理・出納を司る。
2. 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。

(総 会)

- 第10条 1. 総会は正会員で構成し、代表が召集して年1回開催する。ただし、運営委員の過半数が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
2. 総会の定足数は、正会員の3分の2とし、決議を要するときは出席者の過半数以上の賛成をもって決定する。
3. 総会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 活動計画及び予算の決定
 - (2) 活動の報告及び決算の承認
 - (3) 役員、運営委員、会計監査の選出及び承認
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要な事項

(会 議)

- 第11条 会議は次のとおりとする。
1. 役員会・総務会は随時開催する。
 2. 運営委員会
 - (1) 運営委員会は総会において承認された20名以内で構成する。
 - (2) 運営委員会は、代表が召集し、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時運営委員会を開催することができる。
 - (3) 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - ① 総会において審議すべき事項
 - ② 会の運営に関する事項
 - ③ その他、代表が運営委員会における審議が必要と判断した事項
 - (4) 運営委員会に、庶務及び、部会を設けることができる。

(会 費)

- 第12条 1. 会員の会費は、以下の通りとする。
- (1) 正会員 個人年額 2,500円
団体年額 3,000円
 - (2) 賛助会員 一口年額 3,000円
2. 10月以降の中途入会は、当該年度に限り半額とし、入会時に納入する。既納会費は返納しない。

(年 度)

- 第13条 会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(退 会)

- 第14条 1. 会員は本人の申し出により退会することができる。
2. 会費を2年以上滞納したときは退会したものと見なす。

(改 正)

- | | | |
|------|----------------|----------------|
| 会則改正 | 平成 9年4月 1日改正 | 平成 16年4月 24日改正 |
| | 平成 10年4月 18日改正 | 平成 18年4月 22日改正 |
| | 平成 11年4月 24日改正 | 平成 29年4月 22日改正 |
| | 平成 12年4月 24日改正 | 平成 30年4月 21日改正 |

付 則：申し合わせ事項

*運営委員の資格について

運営委員を1団体から複数選出の場合は、2人目からは個人会員の資格で運営委員となることとする。

*会員は、年3回の会報発行時に会員主催事業の情報等（チラシ等）を同封する事ができる。但し、政治的・宗教的背景にあるものはこれに含まない。

慶弔規定

1. 会員の死亡の時は、弔意を表す。本規定は平成25年4月14日より施行する。